

東日本大震災に関する特別要請書

北海道東北六県町村会協議会

東日本大震災に関する特別要請書

東日本大震災の発生から10年以上が経過したが、今なお多くの人々が避難生活を余儀なくされており、被災者の生活再建に対する支援、こころのケア、コミュニティーの再生など早急に解決すべき多くの課題が山積している。

被災町村においては、国、都道府県及び全国の関係市町村等と緊密な連携を図りながら、復旧・復興に向けての取り組みを進めているが、国と地方は総力を挙げて復旧・復興支援の強化を加速していかなければならない。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の「収束」には程遠く、その影響は未だに甚大であり、一日も早い真の事故収束が強く望まれている。

つきましては、国の責任の下、復興庁後継組織の設置をはじめ、復旧・復興に向けた財政措置や放射性物質の除染、健康被害防止対策、損害賠償等の確実な実施など、復旧・復興のために必要な課題解決に向けて、次に掲げる事項を速やかに実現されるよう強く要請する。

令和3年8月

北海道東北六県町村会協議会
会長 棚野 孝夫



要 請 項 目

I 復旧・復興対策

1. 復旧・復興に必要な財源の確保等	1
2. 復興特区制度の柔軟な運用	1
3. 被災者の生活再建に対する支援	1
4. 文教環境の復旧・復興支援	2
5. 農林水産業の復旧・復興支援	2
6. 復興事業としての社会資本整備等の促進	3
7. 被災企業等への支援と雇用の創出・確保	3
8. 観光復興に向けた支援策の拡充	4
9. 復興推進のための体制強化等	4
10. 東北復興のための国際プロジェクト等の誘致	4

II 原子力災害対策

1. 復興を加速化させる取り組み	5
2. 福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み	5
3. 避難地域の復興・再生	6
4. 被災者の生活再建、生業の再生	7
5. 風評払拭・風化防止	8
6. 福島イノベーション・コースト構想の推進	9
7. 復興を支えるインフラ整備及び環境回復に向けた取り組み	10
8. 被害の実態に見合った的確かつ迅速な損害賠償の実施	11

I 復旧・復興対策

1. 復旧・復興に必要な財源の確保等

- (1) 第2期復興・創生期間においても、対応が必要な事業を実施できるよう、復興に必要な予算を確実に措置すること
- (2) 被災地が必要な復旧・復興事業を完遂できるよう、また、被災地の変化するニーズに柔軟に対応できるよう、復興交付金の効果促進事業に代わる自由度の高い財政措置の継続など、従来の枠組みを超えた財源措置の充実を図ること

2. 復興特区制度の柔軟な運用

被災地の復興完遂に向け、規制・手続等の特例、税制・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るなど、柔軟な運用を図ること

3. 被災者の生活再建に対する支援

- (1) 被災者支援総合交付金について復興の進展に伴って生じる課題に対応できるよう弾力的運用を図ること
- (2) 被災者に対する医療、福祉サービスを継続的に提供する体制の整備及び心のケアについて十分な支援を講じること

特に、被災した親の精神的不安が子どもの心の発達障害として出現する傾向にあることから、実情及び事業の進捗に応じた、きめ細やかな手厚い支援を講じること

また、「心の復興」事業について充実・強化を図ること

- (3) 被災自治体を実施する「地域コミュニティの再構築」にかかる施策に対し、進捗状況に応じた財政支援を含む柔軟な支援を講じること
- (4) 被災自治体においては、東日本大震災以降、介護認定者数及び介護給付費の増加が著しいが、震災により財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補てんや調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を講じること

- (5) 災害援護資金貸付制度については、今後多額の未収金の発生が想定されることから、自治体が「支払い猶予を適用し償還期間を延長した場合」や「償還免除を決定した場合」には、国や県に対する「償還期間の延長や償還免除」が可能となるよう関係規定を整備し、具体的基準を明示すること
また、債権回収に向けた自治体個々の取り組みに係る経費について助成を行うこと
- (6) 東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業について、現行制度による支援を継続するとともに、必要財源を確保すること
- (7) 今後人口減少等に伴い、災害公営住宅の空き住戸が増加し、街の活力に大きな影響を与えることが予想されることから、公営住宅の目的外使用や住居者以外への払い下げ等地域の実状に応じた特例的な対応を可能とするような制度を確立すること
また、実施に当たっては、その手続きの簡素化を図ること

4. 文教環境の復旧・復興支援

- (1) 震災孤児・遺児をはじめ被災した児童生徒の心のケア及び学習支援等に柔軟に対応するため、教職員の中・長期的な加配措置を継続して講じるとともに、スクールカウンセラーの派遣等に要する経費の全面的な財政措置を継続すること
- (2) 復興事業が完了するまでの間、安全な通学環境確保のためのスクールバス運行にかかる財政措置を継続するとともに、安全確保の観点からの補助制度とするよう、見直しを行うこと

5. 農林水産業の復旧・復興支援

- (1) 水産加工業者の販路の回復・開拓や新商品の開発、人材確保に関する支援を継続・拡充するとともに、水産加工施設等の復旧・整備の支援についても継続すること
- (2) 本格的な漁業の復興には、漁場の復旧が不可欠であるが、海底ガレキは未だ多数存在しており、操業の妨げとなっていることから、一定の区域を指定する等、集中的にガレキ撤去を推進すること
また、ガレキが存在する海域における漁業の生産性向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、新たな漁法への転換等に係る試験的操業によって生じる漁業コストに対して支援対策を強化すること

6. 復興事業としての社会資本整備等の促進

- (1) 復興需要による建設費等の価格上昇により、自治体単独負担分が非被災地自治体に比べ負担額が増大しており、自治体財政を圧迫していることから、被災地の復旧・復興の進捗状況に応じた財政措置を継続すること
- (2) 被災地の早期復興に向けて、被災沿岸地域を縦貫する道路及び内陸部と被災沿岸地域を連絡する道路について、集中的投資による早期の全線開通を目指し引き続き整備すること
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業について、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するまで被災地特例の延長及び応急仮設住宅を経由しない路線に対する激変緩和措置を継続するとともに、被災地特例については災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線について幅広く補助対象とすること
- (4) 移転元地の利活用をより一層進めるため、復興まちづくりの拠点及びその周辺地域において町村が行う移転元地の集約や整地に係る事業に対し、支援を講じること
また、半島・沿岸部では都市計画区域外の土地や非農地が大半であることから、現制度と同等程度の新たな手法を新設すること
- (5) まちのにぎわい創出に向けて、まちの将来イメージの提示や住宅地・商店街の空き区画の情報提供、マッチングの取組など、被災町村の取組に対する支援を講じること

7. 被災企業等への支援と雇用の創出・確保

- (1) 地域の資源を活用した産業振興やエネルギー関連などの新たな分野への企業誘致を支援し、雇用に創出するなど、重点的かつ戦略的に産業復興を引き続き支援すること
- (2) 被災中小企業は、まだまだ再建途上にあることから、中小企業等グループ施設等復旧整備事業を継続するとともに、要件緩和など地域の実情を踏まえ制度の充実を図ること
- (3) 「津波・原子力被害被災地域雇用創出企業立地補助金」については、地域の実情を踏まえた十分な措置を引き続き講じること

8. 観光復興に向けた支援策の拡充

- (1) 被災地の観光地づくりが軌道に乗り、誘客の定着が図られるまでの間、総合的な支援措置を引き続き講じること
- (2) 「復興ツーリズム」のように、震災の教訓と復興状況を体験できるプログラムは、今後の防災・減災対策にも資することが期待されることから、積極的な支援策を引き続き講じること
- (3) 東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承していくため、国営追悼・祈念施設を整備するとともに、被災各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設の整備に対し積極的な支援策を講じること

9. 復興推進のための体制強化等

- (1) 復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保は今後とも重要な課題であることから、復興事業の進捗に合わせた人材を確保するため、全国の地方公共団体、国等関係機関による人的支援を継続・強化するとともに、復興が完了するまで全面的な財政措置を継続すること
特に、専門的知識や技能を有する技術系職員については、国等関係機関による継続的な支援を強化すること
- (2) 被災市町村職員の過重労働対策やメンタルヘルス対策など、労働安全衛生遵守の徹底に向けた対策を充実強化すること

10. 東北復興のための国際プロジェクト等の誘致

- (1) 東北の復興に大きな役割を果たす事業として、国際リニアコライダー（ILC）による国際プロジェクトや国際研究機関等を積極的に誘致すること
- (2) 東日本大震災からの復興と東北地方の科学技術・産業技術の革新的振興を図るため、次世代放射光施設の早期完成を積極的に推進すること

Ⅱ 原子力災害対策

1. 復興を加速化させる取り組み

第2期復興・創生期間という新たなステージにおいて、福島未来を形作る大胆な施策に取り組むこと

特に、継続する課題である帰還環境の整備や地域産業の再生、風評払拭・風化防止などや今後顕在化する課題である国際教育研究拠点の具体化、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域の対応などについて、柔軟かつ確実に取り組み、復興を加速化させること

2. 福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み

- (1) 汚染水対策を含む廃炉に向けた取り組みについては、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組み、そして確実に結果を出すこと
- (2) ALPS 処理水の処分に当たっては、影響の大きい農林水産業等地元関係者をはじめ国民に対し丁寧な説明を行い、理解を得るとともに、実効性のある風評対策を講じること
- (3) 今後行われる使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い廃炉作業に向け、東京電力に対し、地震・津波対策を含めた設備の信頼性の向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取り組みに対する現場を含めた監視体制を強化し、指導・監督を徹底すること
- (4) 今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことのできる環境の整備を求めるとともに、国も一体となって取り組むこと
- (5) 福島第二原子力発電所の廃炉については、福島第一原子力発電所の廃炉と併せ、安全を最優先に取り組むとともに、福島第二原子力発電所の使用済み燃料の処分に当たっては、全量を福島県外へ搬出とするよう東京電力に強く働きかけること

また、原子力政策を進めてきた国の責任として、廃炉に係る諸課題解決に事業者と共に積極的に取り組むこと

3. 避難地域の復興・再生

- (1) 復興の状況や直面する課題は、避難指示等のあった町村ごとに異なることから、一律の復興施策ではなく、復興のステージに応じたきめ細かな対応を図ること
- (2) 新たな「福島12市町村の将来像提言」の実現に向け、取り組みを加速させること
- (3) 帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むとともに、復興の進度に応じて、逐次、特定復興再生拠点区域の拡大を図ること
- (4) 特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域について、除染・家屋等の解体を含む具体的方針を早急に決定し、避難指示解除に向けた筋道を示すこと
- (5) 福島再生加速化交付金（以下、「加速化交付金」）に新たに追加された移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりに資する事業については、柔軟で使いやすい制度とするとともに、原子力災害からの復興を成し遂げるまで、加速化交付金に必要な財源を確保すること
- (6) 避難地域12市町村を中心にイノシシ等野生鳥獣による農作物被害が増大しており、また、帰還した住宅付近でもイノシシが出没しているなど、住民の帰還意欲にも大きな影響を及ぼしかねない状況にあることから、さらなる鳥獣被害防止対策を講じること
さらに、捕獲従事者が少ない状況でも効果的、効率的な捕獲が可能となるよう、帰還困難区域を含む避難指示のあった地域におけるイノシシ等の生態や動態調査を行うとともに、ICTやロボット技術などを活用した捕獲技術の開発に取り組むこと

4. 被災者の生活再建、生業の再生

- (1) 被災者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援をはじめとする生活再建に向けた避難元市町村の取組みについて、引き続き制度面、財政面を含め総合的に支援すること
- (2) 被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、民間団体による相談・見守り、交流活動、被災者の心のケア、子どもの健康支援などの様々な施策により被災者の生活再建に向けた支援を行う必要があることから、被災者支援総合交付金について長期かつ十分な予算を確保すること
- (3) 時間の経過とともに、要介護者や震災関連死者の増加、自殺や復興公営住宅における孤独死が発生していることから、災害弱者である高齢者等に対する支援を強化すること
- (4) 原子力災害に伴う健康被害防止への取組みに万全の措置を講じること
また、子ども・被災者支援法に基づき、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を着実に推進すること
- (5) 避難地域等の医療・介護供給体制の再構築に向け、中長期的な取組みに必要な財源を引き続き十分措置するとともに、医師・看護職員、介護職員等人材の養成・確保及び定着促進に向け、十分な財政措置を行うこと
- (6) 帰還して通いたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるため、ICT環境の充実等に係る予算の確保や避難地域等における魅力ある教育プログラムに対する学校裁量経費について、継続的に予算を確保すること
- (7) 避難地域12市町村における商工業、農林水産業等の事業・生業の再建に向け、国が主体的に関与し、（公社）福島相双復興推進機構に対する継続的な支援を確実に実施すること
また、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業、事業再開・帰還促進事業、原子力災害被災地域創業等支援事業の既存支援策について、中長期的に継続するとともに、十分な予算を確保すること

- (8) 避難指示区域の解除に伴い、現地に帰還して復旧に着手する企業等の増加が見込まれることから、「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」（グループ補助金）について、十分な予算を確保すること
- (9) 帰還困難区域等への住民帰還や産業立地を促進させるため、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」について、今後も継続するとともに十分な予算を確保すること
- (10) 避難地域等の営農再開を滞りなく進めるためには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であるので、営農再開関連事業について、十分な予算を確保すること。
また、福島県高付加価値産地展開支援事業について、十分な予算を確保すること
- (11) 福島県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギー導入拡大、水素社会実現モデル構築等の各分野の取組みについて、継続的に支援策を講じること

5. 風評払拭・風化防止

- (1) 風評払拭及び風化防止に向け、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、正確な情報発信を強化するとともに、福島県内の自治体が行う風評払拭に向けた取り組みへの財政支援について、十分な財源を継続的に確保すること
- (2) 農林水産物のモニタリングや産地の信頼性を獲得するGAP認証取得推進、福島県産農林水産物の魅力発信など、生産から販売に至る総合的な対策を実施する「福島県農林水産業再生総合事業」に必要な予算を確保すること。また、流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導・助言その他の必要な措置を引き続き講じること
- (3) 一般消費者や流通業者等に対し、緊急時環境放射線モニタリングの検査体制や検査結果など、福島県産農林水産物の安全性に関する情報の周知徹底を図るとともに、その「美味しさ」や「魅力」に関する情報発信を強化すること
また、福島復興再生特別措置法（以下、「福島特措法」）に基づき、農産物等に対する輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働きかけを強化すること

- (4) 令和3年秋よりマツタケの放射性物質検査として非破壊検査法が導入されることとなるが、マツタケ以外の野生キノコにも検査に必要とされる検体量を採取することが困難な希少種もあることから、非破壊検査機法による検査対象を拡大するなど、実態に即した現実的な検査方法を導入すること
- (5) 全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る知識を正しく理解することができるよう、放射線教育の強化を図ること
また、福島特措法に基づき、教育委員会や学校が行う取組みへの支援をしっかりと行うとともに、いじめや風評、差別等を防止する教育を推進するため、全国の児童生徒が人権や命などに関する思いが深まるような道徳教育を推進すること

6. 福島イノベーション・コースト構想の推進

- (1) 国家プロジェクトとして法制化された福島イノベーション・コースト構想は、震災・原発事故により甚大な被害を受けた福島県浜通りの地域再生の原動力となるものであるので、構想の具体化に向け、重点推進計画に掲げられた取り組みについて、政府全体での一層の連携強化の下、さらなる推進を図るとともに、本構想により生み出される技術を幅広い分野で利用するなど、北海道・東北地域はもとよりその効果を我が国全域へ波及させること
- (2) 本構想の具現化を加速し、創造的復興の中核拠点となる国際教育研究拠点は、復興・創生、分野横断的な研究及び産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積及び世界への発信等を推進する重要な拠点であることから、国立研究開発法人として新設し、国が責任をもって長期にわたる予算、人員体制を確保すること
また、国際教育研究拠点到係る基本構想の検討にあたっては、地元の意見を十分に踏まえること
- (3) 国際教育研究拠点の整備にあたっては、福島イノベーション・コースト構想の中核をなす司令塔となる世界レベルの拠点として整備するとともに、本拠点をハブとした産学官の連携により、ベンチャー企業や新産業を創出し、地元の経済・雇用に貢献すること
また、重点的な研究テーマについては、原子力災害被災地域にとって必須の課題分野を明確にして取り組むと同時に、人口減少下での生産性向上、エネルギー制約への対応、低水準の食料需給率など、我が国の課題解決にもつながる分野で貢献できるものとする

7. 復興を支えるインフラ整備及び環境回復に向けた取り組み

- (1) 常磐自動車道の早期全線4車線化に向け、「広野IC～浪江IC間」を4車線化優先整備区間へ早期に選定し、事業着手を図るとともに、4車線化候補区間に選定された「相馬IC～新地IC」間を早期に完成させること
- (2) 追加被ばく線量年間1mSv以下の目標の下、線量実態に応じ追加的除染を適宜実施するとともに、必要な経費については国の試算額を超えようとも確実に負担すること
また、環境回復の観点から河川、湖沼、ダム・ため池（農業用を除く）を除染対象に位置付けること
なお、帰還困難区域等にあるため池等においても放射性物質対策事業を確実に実施できるよう事業を継続するとともに、十分な予算を確保することと
- (3) 原子力災害の影響を受けた福島県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図るうえで欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」をはじめとした各種復興施策について、中長期的に十分な予算を確保すること
- (4) 中間貯蔵施設への搬入ルートにおいて大型トラックが増大していることから、幅員狭隘個所の拡幅や待機所の整備など渋滞対策を含む道路交通及び道路環境の安全・安心の確保や周辺対策に十分配慮し、輸送の安全確保に万全を期すとともに、令和2年度の事業方針どおり令和3年度末までに帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等の搬入を完了させること
また、法律で規定されている搬入開始後30年以内の福島県外での最終処分が確実に実施されるよう、国が責任をもって取り組むこと
- (5) 除染土壌の減容・再生利用の技術開発や実証実験の実施にあたっては、安全を最優先とすることはもとより、国民理解の醸成を図りながら進めること

8. 被害の実態に見合った的確かつ迅速な損害賠償の実施

- (1) 被害者の生活や事業の再建につなげるため、被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直しを行うとともに、個別具体的な事情への対応を含め、被害の実態に見合った的確かつ迅速な賠償について東京電力を指導すること

また、「原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）」が提示した「総括基準」や「和解仲介案」については、積極的に受け入れさせ、迅速な賠償を行うよう強く指導すること

- (2) 営業損害や風評被害の賠償については、被害者からの相談や請求に丁寧にするなど、事業者の立場に立った取り組みをと東京電力に徹底させ、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること

- (3) 住民の安全・安心を守るため、地方公共団体が行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、最後まで確実に賠償させること。また、原発事故対応に要する職員人件費や原発事故によって生じた目的税はもとより普通税の減収分についても確実に賠償させること

また、公共財物に関する損害については、町村等の意向を十分踏まえ、迅速に賠償させるとともに、インフラ資産や山林、利用再開が見込めない財物の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること

- (4) 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、将来にわたり消滅時効を援用しないことを総合特別事業計画に明記するなどの方法により具体的かつ明確に示し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること

北海道東北六県町村会協議会

会 長	北海道町村会長	棚 野 孝 夫
副会長	青森県町村会長	船 橋 茂 久
監 事	山形県町村会長	原 田 俊 二
監 事	福島県町村会長	宮 本 皓 一
	岩手県町村会長	鈴 木 重 男
	宮城県町村会長	櫻 井 公 一
	秋田県町村会長	佐々木 哲 男

